

## 除害施設等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条及び第12条の10の規定に基づく浜松市下水道条例（昭和37年条例第21号。以下「条例」という。）第11条の2に規定した除害施設の設置並びに法第12条の3の規定に基づく特定施設の設置等の届出及び法第12条の4の規定に基づく特定施設の構造等の変更の届出に関し、必要な事項を定め、具体の業務が円滑かつ的確に遂行され、下水道の適正な維持管理が行われることを目的とする。

### (除害施設の設置に関する水質基準)

第2条 除害施設の設置に関する水質基準は、条例第11条の2第1項、第2項及び第3項のとおりとする。

2 条例第11条の2第4項に規定している物質及び項目に、温度、水素イオン濃度及びノルマルヘキサン抽出物質含有量を加える。ただし、水素イオン濃度に係る水質は水素指数5を超え11未満のものに限る。

3 前項の規定のうち、浜名湖水域に処理水を排出する浄化センターに接続する公共下水道に排除される下水に関する水素イオン濃度に係る水質の適用は、通常の排水について、1日当たり25立方メートル未満のものに限る。

### (除害施設等の構造基準)

第3条 条例第11条の3第1項の規定に基づく除害施設の設置等の届出並びに法第12条の3第1項の規定に基づく特定施設の設置の届出及び法第12条の4の規定に基づく特定施設の構造等の変更の届出を承認する際の構造基準は、当該事業場から公共下水道に排除される下水が常に下水排除基準に適合する水質となるものでなければならない。

2 前項に規定した基準は、次の各号に示した関係図書の基準例による。

- (1) 除害施設指導の手引（日本下水道協会）
- (2) 事業場排水指導指針（日本下水道協会）
- (3) 事業場排水規制の実務マニュアル（浜松市上下水道部）

### (特定施設の工事の完了届)

第3条の2 条例第11条の3第2項の規定は、法第12条の3第1項又は第12条の4に規定する届出をした者が、特定施設の設置又は構造等の変更の工事が完了した場合に適用する。

2 前項の規定は、法第12条の3第3項に規定する特定施設の使用の届出を必要とする

者が、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するために、排水設備の工事が完了した場合に準用する。

- 3 第1項の規定による届出は、特定施設設置（構造等変更）工事完了届（第1号様式）によって行わなければならない。また、前項による届出は、特定施設使用接続工事完了届（第2号様式）によって行わなければならない。

（油脂遮断装置の設置等）

第4条 油脂類を多量に排出する者（条例第11条の3第1項の規定による除害施設の届出をした者並びに法第12条の3の規定による特定施設の設置等の届出及び第12条の4の規定による特定施設の構造等の変更の届出をした者のうち、油脂類（ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係るものに限る。）の処理施設を設置している者は除く。）は、浜松市下水道条例施行規程（昭和43年浜松市水道部管理規程第7号）第4条第5号の規定により油脂遮断装置を設置しなければならない。

- 2 油脂遮断装置の設置を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について管理者の承認を受けなければならない。
- 3 前項の油脂遮断装置の設置の確認の基準は、別に定める「排水設備工事の指針（浜松市上下水道部）」によらなければならない。
- 4 油脂遮断装置の設置者は、別に定める「油脂遮断装置維持管理要綱」に基づき適正な維持管理につとめなければならない。

（採水ますの設置）

第5条 特定事業場又は除害施設必要事業場で公共ますが設置されていない事業場は、事業場の敷地内に採水が可能なますを設置しなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 特定施設（設置・構造等変更）工事完了届

平成 年 月 日

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者  
住 所  
電話番号  
氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

平成 年 月 日付けで届け出た特定施設の（設置・構造等変更）の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

届け出受理年月日及び番号	平成 年 月 日 （ 号 ）
事業場の名称	
事業場の所在地	
特定施設の種別	
工 事	着手年月日 平成 年 月 日
	完了年月日 平成 年 月 日
	内 容
特定施設工事施工者 住所・氏名・連絡先	TEL
（指定工事人） 排水設備工事施工者 住所・氏名・連絡先	TEL

特定施設の設置・構造等変更の工事完了後、5日以内に届け出ること。

## 特定施設使用接続工事完了届

平成 年 月 日

(あて先)  
浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者  
住 所  
電話番号  
氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

平成 年 月 日付で届け出た特定施設の接続工事が完了したので、  
次のとおり届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	
特定施設の種類	
工事完了年月日	平成 年 月 日
内 容	
(指定工事人) 排水設備工事施工者 住所・氏名・連絡先	TEL
備 考	

特定施設の使用接続工事完了後、5日以内に届け出ること。